

阿波市障害者活躍推進計画

機関名	阿波市	
任命権者	阿波市長、阿波市教育委員会	
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)	
阿波市における障害者雇用に関する課題	阿波市は障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づき、特例認定を受けている。これにより、市長部局と教育委員会部局を合わせた雇用率は、令和6年6月1日時点での法定雇用率2.8%を下回っている。今後の課題について、同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進め、障がい者雇用に積極的に取り組む必要がある。	
目標		
①採用に関する目標	各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考)令和6年6月1日時点の実雇用率:2.68% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。	
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、過年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。	
取組内容		
1.障害者の活躍を推進する体制整備		
	(1)組織面	○障害者雇用推進者として企画総務部秘書人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を選任する。
	(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。(エレベーター、多目的トイレは設置済。) ○面談等により、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

	(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4)その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。